

開示実施手数料の減額（免除）について

（開示請求者）様

日本中央競馬会

平成〇年〇月〇日付けの開示実施手数料の減額（免除）申請については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に規定する減額（免除）理由に該当しませんので通知します。

記

1 対象となる法人文書とその開示の実施方法

法人文書の名称：

開示の実施方法：

2 減額（免除）を求める開示実施手数料の額

3 減額（免除）が認められない理由等

（注1）

開示の実施を受ける場合には、上記2の開示実施手数料の追納が必要です。

（注2）

この処分不服がある場合は、行政不服審査法に基づく審査請求若しくは行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴えができます。

行政不服審査法に基づく審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に行政不服審査法の規定により日本中央競馬会理事長に対して行わなければならない。

行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、日本中央競馬会を被告として提起しなければなりません。（訴訟において日本中央競馬会を代表する者は日本中央競馬会理事長となります。）なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処

分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。

ただし、この決定について行政不服審査法に基づく審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

〈本件連絡先〉

総務部 情報公開室

(担当者名)

電 話 :